



マイナンバーを、 きちんと受け取って活用するために。

あなたのマイナンバーは、平成27年の10月以降に送付されます。
4つのポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

point
1

住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。住民票の住所と異なる場所にお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。

point
2

書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。
□マイナンバーの「通知カード」
□「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
□説明書

※通知カードは大切に保管してください。

point
3

個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。
① 郵送で申請
個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り返信用封筒に入れて郵便ポストへ
② オンラインで申請
スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請
※その他の方法も検討中

point
4

個人番号カードを受け取る

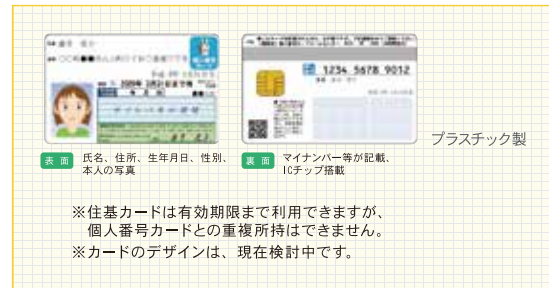
平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。
①大切に保管していた「通知カード」
②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
③運転免許証などの本人確認書類
※受け取る際、オンラインでの本人確認等に使う「パスワード設定」が必要になります。



個人番号カードは無料で取得でき、 本人確認に利用できる公的身分証明書です。

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、様々な本人確認の場面で利用できるカードです。
市町村に申請することで、平成28年1月以降に交付されます。

- マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示も求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。
- マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。



個人番号カードで、様々なサービスが利用できます。

- ICチップに記録される電子証明書を用いて、e-Taxなどの電子申請を行います。
- 図書館利用証や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。
- コンビニなどで、住民票などの証明書が取得できます。

将来的にも様々な使いみちが検討されています。

- 各種民間オンライン取引/口座開設
オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引に利用することも検討されています。
- 引っ越しに必要な手続をワンストップで
行政機関への各種届出に加え、電気、ガス、水道などの民間サービスへの届け出がワンストップでできるよう検討されています。



マイナンバー制度は、安心・安全の仕組みです。

マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、国民のみなさまのご意見を参考に
制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じています。



制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

システム面

- 個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間の情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成29年1月から、「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。



個人番号カードの安全性について

個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日専用ダイヤルに対応します。
顔写真やパスワードが設定されていますので、もともと不正利用されるリスクは限定的です。